

令和 7 年度

財政援助団体等監査結果報告書

(公益財団法人可児市体育連盟)

令和 7 年 11 月 26 日

可児市監査委員

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

2. 監査の対象

団体名 公益財団法人可児市体育連盟
所管課 可児市市民文化部文化スポーツ課

3. 監査の実施期間

令和7年8月25日～令和7年11月20日

4. 監査の方法

補助金等が交付目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、それに係る出納経理が適正に行われているかなどを主眼におき、あらかじめ可児市体育連盟及び可児市市民文化部文化スポーツ課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 令和6年度収支決算額及び補助金交付額

区分	金額
収入総額	181,366,640円 (うち、市補助金額 51,314,913円)
支出総額	186,790,453円
収支差額	△5,423,813円

6. 監査の結果

監査の結果、補助金等の出納その他の事務の執行で当該補助に係るものと認められた。

一方で、昨年度の赤字に加え、今後も大幅な増収は見込めない状況である。したがって、引き続き施設管理の適正な実施と利用者サービスの向上に努めるとともに、経費削減等、自主的な運営能力の強化について早急に努められたい。

令和 7 年度

財政援助団体等監査結果報告書

(可児市小中校長会)

令和 7 年 11 月 26 日

可児市監査委員

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

2. 監査の対象

団体名 可児市小中校長会
所管課 可児市教育委員会事務局学校教育課

3. 監査の実施期間

令和7年8月25日～令和7年11月20日

4. 監査の方法

補助金等が交付目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、それに係る出納経理が適正に行われているかなどに主眼をおき、あらかじめ可児市小中校長会及び学校教育課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 令和6年度収支決算額及び補助金交付額

区分	金額
収入総額	1,100,000円 (うち、市補助金額 1,100,000円)
支出総額	1,100,000円
収支差額	0円

6. 監査の結果

監査の結果、補助金等の出納その他の事務の執行で当該補助に係るもの事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、令和7年度の補助金の振り込みに関して、補助金の交付決定は令和6年度同様小中校長会に対してなされており、本来は校長会から各部会に必要額を配分すべきところ、実務では各部会口座への分割振込に変更されていた。速やかに、交付決定の内容と振込事務の整合性を図るとともに、各部会への配分額について前年踏襲ではなく適正額を配分するよう検討されたい。

令和 7 年度

財政援助団体等監査結果報告書

(一般社団法人可児 UNIC スポーツクラブ)

令和 7 年 11 月 26 日

可児市監査委員

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

2. 監査の対象

団体名 一般社団法人可児市 UNIC スポーツクラブ
所管課 可児市市民文化部文化スポーツ課

3. 監査の実施期間

令和7年8月25日～令和7年11月20日

4. 監査の方法

補助金等が交付目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、それに係る出納経理が適正に行われているかなどを主眼におき、あらかじめ可児市 UNIC スポーツクラブ及び可児市市民文化部文化スポーツ課から提出された関係資料、帳票等の審査を実施するとともに、関係職員からその説明を受けるなどの方法により実施した。

5. 令和6年度収支決算額及び補助金交付額

区分	金額
収入総額	3,374万3,826円 (うち、市補助金額 620万円)
支出総額	2,877万9,732円
収支差額	496万4,094円

6. 監査の結果

監査の結果、補助金等の出納その他の事務の執行で当該補助に係るもの的事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、団体収益における内部留保が今後も継続的に発生する場合には、補助金について検討する必要があるため、当初予算の積算根拠を厳しく精査し、市側と協議の上、補助金水準の適正化を図るべきである。

令和 7 年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(可児市体育施設)

令和 7 年 11 月 26 日

可児市監査委員

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の管理に係る指定管理者の監査

2. 監査の対象

施 設 名 可児市体育施設

(運動公園グラウンド・スタジアム・テニスコート・第1弓道場・第2弓道場・ウェイトリфтинг場、B&G海洋センター、塩河公園グラウンド、鳴子近隣公園テニスコート、広見市民グラウンド、姫治市民グラウンド、坊主山市民グラウンド、かに木曽川左岸公園グラウンド)

指定管理者 公益財団法人可児市体育連盟

所 管 課 可児市市民文化部文化スポーツ課

3. 監査の実施期間

令和7年8月25日～令和7年11月20日

4. 監査の方法

監査にあたっては、指定管理者が行った公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務が適正に行われているかを主眼におき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査並びに関係職員から説明聴取を実施した。

5. 令和6年度収支状況(令和6年度事業報告書より)

区分	金額
収入総額	115,397,846円 (うち、指定管理料 74,000,000円)
支出総額	120,818,461円
収支差額	△5,420,615円

6. 監査の結果

監査の結果、当該指定管理に係る出納その他の事務の執行は、当該指定管理の目的に沿って、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

一方で昨年度の収支は赤字となっている。可能な限りのコスト削減及び自主事業での収入増加対策等を検討し、今後も適正な運営に務められたい。

令和 7 年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

(可児市老人福祉センター福寿苑)

令和 7 年 11 月 26 日

可児市監査委員

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の管理に係る指定管理者の監査

2. 監査の対象

施 設 名 可児市老人福祉センター福寿苑
指定管理者 社会福祉法人可児市社会福祉協議会
所 管 課 可児市福祉部高齢福祉課

3. 監査の実施期間

令和7年8月25日～令和7年11月20日

4. 監査の方法

監査にあたっては、指定管理者が行った公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務が適正に行われているかを主眼におき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査並びに関係職員から説明聴取を実施した。

5. 令和6年度収支決算額

区分	金額
収入総額	19,005,952円 (うち、指定管理料 19,000,000円)
支出総額	19,005,952円
収支差額	0円

6. 監査の結果

監査の結果、公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務は、適正に執行されているものと認められた。